

保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(安全上重要な設備の改造工事における設計管理の不備について)

●概要

2015年度第2回保安検査「設計・調達管理の実施状況」において、福島第一原子力発電所事故後の安全対策工事で実施した安全上重要な設備等に関係する12件の設計件名のうち、7件について以下の指摘があり、「安全上重要な設備の改造工事における設計管理の不備について」が2015年9月18日に発出された。

【指摘1】計画に沿った設計検証が行われていない。

- ・設計計画では、設計検証を購入仕様書により確認するとしていたが、概略仕様書で確認しており、その後、作成された購入仕様書で設計検証がされていなかった。
- ・設計計画では、設計検証を購入仕様書及び受注者から提出された設計図書により確認するとしていたが、設計図書で設計検証がされていなかった。

【指摘2】設計検証方法が設計計画と異なる方法で実施されている。

- ・設計計画では購入仕様書により確認するとしていたが、受注者から提出された図書に基づき実施されていた。

【指摘3】正式提出図書による妥当性確認が行われていない。

- ・妥当性確認は、確認用に提出された「解析結果報告書」により実施されていたが、その後、正式に提出された「解析結果報告書」での妥当性確認がされていなかった。

●保安規定の該当条項等

第3条（品質保証計画）

7.3 設計・開発

●対応状況

2015年11月30日に原子力規制委員会に報告した再発防止対策を着実に実施していく。また、保安検査で指摘された不備も含め、過去5年分の設計管理シートの不備について、2016年2月末を目途に適切に是正を行う予定。

なお、計画にそった設計検証や妥当性確認が必ずしも十分には行われていなかったものの、技術的十分性に問題がないことを確認している。

以 上